

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年三月三十日 金曜日
第二千九百九十六号

條例

◇鳥取縣條例第十三号

昭和二十五年九月鳥取縣條例第五十一号鳥取縣稅條例の一部を次のように改める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅條例中改正條例

第四十八條第一項中「毎月五日」を「毎月十日」に改める。

別記様式第二十五号中「(申時)入場時間(午後5時)」「(申時)入場時間(午後10時)」に改める。

附則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第十四号

昭和二十三年八月鳥取縣條例第五十五号風俗營業取締法施行條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

風俗營業取締法施行條例中改正條例

第十九條 (一)中(ダンス教授並びにダンス会は午後九時)とあるを(ダンス教授並びにダンス会は午後九時三十分、夏時刻表施行期間中は午後十時三十分)に改める。

第二十三條に次の一号を加える。

五、如何なる名儀でも二十才未満の者に煙草、酒類、その他少年に有害と認められるものを提供してはならない。

附則

この條例は公布の日から施行する。

